

●シンポジウム「生命倫理の問いかけるもの」

解き放たれたプロメテウス

生殖技術をめぐって

盛永審一郎

「科学から未曾有の諸力を手にし、経済から倦むことのない駆動力を手にし、ついに解き放たれたプロメテウスは、人間が不幸にならないように自由意志の手綱によってみずからの力を制御してくれるような倫理学を捜し求める。」

1 生殖技術と女性の生殖権

体外受精（IVF）を始めとする生殖技術、及びその周辺に展開される生命技術の研究は、研究の自由の旗のもとに、その利用や研究活動において無制限に許されるもののだろうか。自己決定権の尊重を説く英米のバイオエシックスは、生殖技術の問題は、それを利用する婦人の生殖権の自律の問題であるとする。「生殖の自律は、多くのひとが最も基礎的な道徳権とみなしている自己決定権の特殊な場合である。」そこで、先ず、ウォレンの論文に基づいて、この見解について考察する。

何故、生殖技術の研究において生殖権が問題になるのであるのか。それは、配偶子や初期胚が、捨てられた細胞と異なり、新しい人間存在の展開へ寄与する潜在性を持つという独特な存在だからなのである。初期胚そのものへの研究は、胚

の持つ仮定的権利だけでなく、それを生み出したものの生殖権を侵害する事になるというわけである。自己自身の身体への権利は、自己の身体から得られた細胞組織でできたものの使用についても及ぶのである。胚実験などの生殖技術の議論も、妊娠中絶の議論と本質的に同じなのである。

生殖技術の研究・開発は女性の生殖権にとってどのような意味を持つのか。「生物学の専制」からの解放という見方がある。生殖技術の革新は、婦人の子供を生み育てるといふ生殖の奴隷から一個の人間で有り得ることへと解放し、婦人が自らの身体に対して持つ選択や支配を維持し広げるといふのである。これに対して、フェミニストのコレアは反駁する。「生殖技術者たちは、生殖技術が婦人という性に与える影響を覆い隠して、個々の婦人がこれらの技術を使用することの権利を強調する。」しかし生殖技術は、逆に女性の自由を抑圧する新しい専制となり得る。つまり、医療の文脈の外にある現実か、婦人の生殖の自由を制限する道具として、これら生殖技術を奉仕させ、女性を産む機械にしてしまうというのである。ウォレンは、このような生殖技術を「専制の新しい形式」とするコレアの考えを受けて、つぎのようにいう。例えば、生殖を奨励し、親の役割を強める態度あるいは政策としてのプロナタリズム *pronatalism* が支配している社会にあっては、婦人の生殖への欲望は強められている。そのため、生殖の手段を差し出すと称する治療を批判的に見きわめる女性の能力は麻痺させられていて、これら生殖技術を使用せざるを得ないように女性は駆り立てられている。たとえ公然の強制がなかったとしても、社会的期待の影響、医療の権威、吹聴するメディアが不妊の女性が治療をうけないことを不可能にしてしまう。このように、故意の強制や操作がなくても、強制は特別な文化や経済体制の中に備わっているのであり、この圧力が自らの身体の使用に関して真に自律的な同意を与えることを不可能にしているのである。それだけではない。体外受精、初期胚の研究に積極的に参加させられる事において、女性のドナーは実体的な医療の危険にさえさらされている、と。

しかし、ウォレンは、生殖の自由を制限する不正の状態にも関わらず、婦人が生殖の治療や研究に関して、自律的に選

扱することは不可能ではないと論じている。そうである以上、そのような研究は為されるべきでないといえないとしている。けれども、ウォレンは、婦人の自律の保証のためには、一般に指摘されているようなインフォームド・コンセント（以下IC）への訴え以上のことが必要だという。というのは、ICとは、定義されているような完全な自律的同意ではなく、「実質的自律 substantial autonomy」、すなわち強制あるいは道徳的に反対すべき不正操作の不在のことにすぎないからである。しかし不正操作がないからといって、完全な自律的選択が行われたとはいえないのである。社会的、経済的要素によっても自律的選択は妨げられるからである。しかし完全な自律は理想であり、医学の文脈において要求されるのは、その必要条件としての実質的自律なのである。

ウォレンは、生殖研究者が婦人の自律を尊重するならば、みずからが患者やドナーに対して不正な圧力となるという事を認めておかなければならないいくつかの危険があるということを、そして生殖研究者が誤ってその圧力を開発するかも知れないという道を知っておくことが、不正な力の共謀者とならないために本質的であると指摘している。そして、そのためにウォレンは、医療や研究の専門家の中に婦人やマイノリティのグループの参加がなければならないと主張する。それは、生殖研究の目標は、個々の患者や提供者の自律を尊重することだけではなく、生殖の自由を長い目でみれば拡張することにあるからである。この目的のために、研究者たちは、細胞や有機体だけでなく人間の生に、彼らが為すものの結果を理解しなければならぬ。そうするために、彼らは、新しい生殖技術によって人格的に影響を与えられる人々の洞察を必要とするだろうというのである。

このように英米のバイオエシックスにおいて問われているのは、生殖技術そのものの是非ではなく、生殖の自律であり、生殖技術もその関わりにおいて問われているのである。

2 生殖技術の利用——自己決定権と倫理

生殖技術の開発・供給は倫理的洞察を必要としないのだろうか。ヨナスは、「事柄全体を私的な領域、個人的選択に解放することによって、というようなアリバイによつては、国家はここで生じたことに対する責任から抜け得ることはできない」という。生殖技術の利用は、国家、そして法を実定的に存在させる国家に備わる適正さそのものの源泉、その都度実定的に存在する法そのものが本当に正しいかどうかを審問する基準、その意味でメタレッツヒトのことである国家の「倫理」の審級にもたらされなければならないという。ヨナスの考えを考察しよう。

ヨナスもまた、ウォレンと同じく、生殖権、子供を持つ権利とは、私秘的な、消極的権利であるとする。ヨナスによると、権利は、強い権利、他動詞的権利と、弱い権利、自動詞的権利とにわけられる。前者は、権利用件の獲得のために、他人の援助を他者に対して要求する際の根拠になる権利であり、例えば、子供の生への権利があげられる。この権利には、他人の積極的義務が対応するのである。それに対して、弱い権利とは、他の人に、黙認や妨害しないこと以外のことを要求しない権利であり、これには純然たる消極的義務が対応するという。そして子供を持つ権利とは、生殖が二人の私秘的なものである故に、「不作為 omission」へと相手を義務づける権利、弱い権利に属するという。

それでは、黙認を乞う権利が倫理の審級にもたらされなければならないとするなら、それは何故か。それは、権利そのものの、及び権利主体の複数性からでてくる。複数形における権利 Rechte とは、妥協することへの覚悟と能力を持つて生じているのである。従つて、この権利は、確かに譲渡しえない権利に属するとしても、その享受において他の権利をとものに顧慮しなければならぬ故に、無制限ではないということである。特に、子供を持つ権利はその実行において、新しい仲間をつけ加えるものである故に、共同体に関わるものなのである。ここにこの権利が倫理の審級にもたらされる根拠が

ある。この権利を制限するようなものとして、例えば、「未来に対する責任」というようなものが考えられる。

さらにヨナスは、新しい生殖技術は国家を否応なしに、すべての関係の最も親密でプライベートな中に共演者として引き入れるという。その理由として次の三点を指摘している。Ⅰ 生殖への技術援助は医師という助力者を必要とするが、医師という職業は国家の、独占的な認可の下にある故に、医師が何をなしてよいか、してはならないかに対して国家は究極的に責任がある。Ⅱ 生殖という事柄の本性上、治療や権利の主体である女性だけでなく、他の人、すなわち夫、精子や卵の提供者、代理母、胎児、そして生まれてくる子供達の権利と利害を、国家は調整する責任を有する。Ⅲ 生殖領域という最も個人的なものの中へのこの技術の干渉において行われるものが、我々の道德感情に突き当たるということである。ここに生じる願望や価値の葛藤に対して、国家は既存の法に立ち戻る事はできないので、その意志規定の仲裁者として倫理に直接向かわなければならぬというのである。

例えば器質的障害の治療の場合、それは外科的処置であり、これは健康を取り戻す権利として認められる。けれども、子供を持つ自然的能力が欠けている場合、そこには願望を実現する事への権利だけがあるものであり、この権利は他の人をそれに結び付けるのに非常に弱い権利であり、社会は普遍的な法と道徳性にしたがって、それを承認したり、拒絶したりする自由があるという。さらにヨナスは、生物学的に欠点を持たない子供を持つという想定された権利について言及する。ここにおいては、諸々の生殖技術の可能性の供給が、さらに出生前診断、遺伝子治療を始めとする生命技術の研究そのものの是非が問われている。ヨナスは、これらの問題は倫理的洞察の究極の源泉を必要とするという。

3 生殖技術——学問の自由と生命科学——パンドーラの箱

ヨナスは研究の自由こそ、まさに他の権利との葛藤がありえない唯一の無制約的権利であるとする。しかもこの自由は、

思想の支配という状況から骨を折ってかち取られた、高価で保護の必要がある善だとする。それ故、我々はこの自由への干渉に対して過敏であるのは正しいし、過敏でなければならぬとしている。しかし、ヨナスはまた、このような倫理的な重要性といえども、この研究の結果がたてる倫理的な重要性に比すれば無のようであるという。それは、この研究の自由にもまたこつそりと矛盾が差し込まれているからなのである。しかも、研究の個々の結果（科学技術を用いた、現代の技術的行為は、集団的、累積的、共働的で未来に射程距離をおき、倫理的にもはや中立ではないということ）の故にだけなくて、研究の行為の性質故に、この自由もまた哲学的思慮の下に、我々の道徳的理性の最高の資力の下におかれなければならないと、ヨナスは主張する。

そもそも研究の自由がもつ無制約性への要求は、研究の活動が純粹に行為から区別される事に基づいている。ところが、科学技術の形態において、実践の領域への移行が生じた。そしてそれとともに科学と倫理というテーマが重要になった。技術は行為と結びついているからである。「技術——娘——がその暗い側面を持つとき、科学——その生みの親——は責められるか？」ところが、理論と実践の諸限界が漠然となつていただけでなくて、両方が研究の核心において混ざり合っている、ヨナスはいう。もはや「純粹理論」というアライバイはありえないのであり、道徳的不可侵性はないというのである。

ハイデッガーは技術の本質を、「仕立てる態度」にあるとみた。近代形而上学は、「表象的仕立て直し」であり、近代自然科学は「計算的仕立て直し」なのである。ヨナスは、現代の生物科学、生命技術の本質を「事理的仕立て直し」das tatsächliche Herstellen」にあるとする。それは、自然から自然の真理を能動的に介入する事（実験と操作）によって無理矢理聞き出すだけでなく、ここにおいて理論と実践の融合がさらに質的に先鋭化し、実験が研究対象である有機体の「根源的生産」になるという事、認識過程がオリジナルな制作になるということを意味している。科学が、観相的領域から歩み出

て、自己活動的、自己増殖的現実を、新しい生物、ホモンクルスを生み出すということである。

このように、技術的成果とそのため理論的地盤の準備におけるそれ自身の技術という二つの側面において、理論と実践とが混在しているのであり、現代自然科学は、科学の領土というバリアーを失い、倫理的審判にさらされているのである。生命科学、特に組み替えDNA研究とクローニングの研究においては、人間がそれ自身の建築術の直接の対象となっている故に、哲学的熟慮が、形而上学的畏怖が必要なのである。クローニングは、「人間存在から自由を故意に奪い取る事」であり、遺伝子治療は、もう一方の秤の皿の上に、「産まれていない者への実験、高い危険、失敗をどうすべきか、不手際の不可逆性、失敗の将来への広がり、……」という厄介な問題をのせることになるという。結局、技術的人間は「遺伝的修繕という保守的精神を後にして、創造的放漫の道を歩き始めることになる好奇心で満ちた冒険というパンドーラの箱を開く」というのである。

それでは、パンドーラの箱を閉じておく見込みはあるのだろうか。ヨナスは、慈善という誘惑に一度抵抗しなければならぬという。それは進歩の遅緩を帰結するかも知れない。しかし、進歩は随意選択的な目的であり、社会の危険の予防に比べて、必要不可欠なものではない。これは、現在の観点からだけでなく、未来の観点からもそうなのである。「プロメテウスの誘惑に対して、我々、今日の者、解放されたものは、かつての人々よりも備えをしていない。しかし以前の人々よりも我々自身の能力の悪魔に対して堂々と打ち勝つものを、我々、今日の者は必要としているだろう。我々の完全にタブーから解放された世界は、自らの新しい力の種類に面して、自由意志で新しいタブーを築かなければならない。」

引用文献 (本文中の引用は下記の著作からである)

- Hans Jonas : *Das Prinzip Verantwortung*, Suhrkamp, 1984.
: *Technik, Medizin und Ethik*, Insel, 1990.
: *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992.
- Mary Anne Warren : Is IVF research a threat to women's autonomy?, in : *Embryo Experimentation*, P. Singer et al. (ed.), Cambridge, 1990.
- Gena Corea : The Mother Machine, in : *The Ethics of Reproductive Technology*, K.D. Alpern (ed.), Oxford, 1992.
- (もりなが しんいちろう・富山医科大学助教授)